

ID: 278

担当部署: 市民生活部 環境・経済室 環境課

処分の概要	一般墓地使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市霊園の設置及び管理に関する条例 第12条ただし書		
例 規 番 号	昭和28年条例第28号		
【根拠条文】 (使用料の返還) 第12条 既納の使用料及び維持費は、返還しない。ただし、一般墓地の使用を許可した日から3年以内に使用場所の全部を返還したときは、第16条の規定に基づく使用許可の取消しによる場合を除き、使用料の7割相当額を返還する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日